

○犯罪被害者等早期援助団体の指定

(令和6年5月7日神奈川県公安委員会告示第5号)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体を指定した。

1 名称

公益社団法人神奈川被害者支援センター

2 住所

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2

3 代表者の氏名

村尾 泰弘

4 援助事業を行う事務所の名称

神奈川被害者支援センター

5 援助事業を行う事務所の所在地

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2

6 援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第4項に規定する犯罪被害等

7 指定年月日

令和6年5月1日

附 則